

公認心理師受験資格に必要な科目の読み替えについて

対象：福島大学大学院人間発達文化研究科学学校臨床心理専攻修了生（平成29年度入学生を含む）

本学大学院において、人間発達文化研究科学学校臨床心理専攻を修了し、必要な科目を修得している者は、公認心理師法附則第2条第1項第1号及び第2号における特例措置「Dルート」により、公認心理師の受験資格を有します。

必要な科目は、①と⑩を必修として②～⑤から2科目以上、⑥～⑨から2科目以上となっています。

なお、学校臨床心理専攻が発足する以前（～平成12年度）に、学校教育専攻等において修得した科目については、公認心理師受験資格に必要な読み替え科目の対象となりませんので注意願います。

また、公認心理師試験を受験する際に必要な「修了証明書・科目履修証明書」の発行については、「受験の手引」公表後に本学ウェブサイトにおいて公表予定です。